

平成 29 年度事前評価 中部森林管理局事業評価技術検討会

- 1 日 時：平成 30 年 2 月 16 日（金） 13 時 15 分～14 時 45 分
- 2 場 所：中部森林管理局 局長応接室
- 3 出席者：事業評価技術検討会 小野裕委員、新堀健二委員、田中隆文委員
中部森林管理局 森林整備部長、計画保全部長
森林整備課長、森林整備課課長補佐
技術指導官、造林係長
企画調整課長、経常監査官、監査係長
- 4 内 容：事務局及び説明員から、今回の事業評価の対象である事前評価（3 地区）の事業の概要・目的及び費用対策効果分析等の評価項目について説明を行い、これらに対し委員から意見を聴取した。主な意見・質問は以下のとおり。

（1）森林環境保全整備事業「伊那谷森林計画区」

（委員）個表の事業の概要・目的の欄について、文章の下から 4 行目に「これら地域の要請」という言葉がはじめて出てくる。特段具体的な要請が書かれていないが、これら地域の要請が具体的に何なのか、一読しただけでは分からない。「地域」が地元市町村を指す場合もあり、「これら地域の要請」といった場合に、具体的な要請があったのか。

（局）「これら地域の要請」は、各段落の木材の供給、水源の涵養^{かん}や国土の保全、地域産業への寄与について、「発揮させることが求められている」ことなどを「要請」と言い換えたものである。

（委員）「地域」は具体的には何を指すのか。この伊那谷森林計画区という場所、地元の市町村、あるいは住民の方を指しているのか。

（局）産業の振興が求められている地域や自然に恵まれた各休養林や観光地、

これらそれぞれの地域を意味している。

(委員)「地域の要請」は例えば地域の具体的な要請の有無に関わらず同じ表現になることを考えると、ほかの表現に書き換えた方がいい。

(局)「これら地域の期待やニーズに応えるとともに、」など、前の文章を受けたものに修文させていただく。

(委員) もう一点、チェックリストの事業の実施環境に関して、「地域関係者等からの要望又は同意を得ている。」とAに○がついている。「要望」又は「同意」を得ているとなっているが、同意できないから要望を出す、あるいは条件付きで、こういう条件なら同意を出す場合もありうる。このチェックリストでは、同意ではない要望でもAに○がつく。地域との情報交換等が重視される時代であるので、個表に記載するときは実態を踏まえた表現にするべき。

(局) 評価指標が「地域関係者の同意又は理解」であるが、Aの判定基準が「要望又は同意を得ている」とされている。理解は示されていないが要望を受けていればA判定になると一般の方に誤解を与えてしまうので、林野庁へご意見を伝えさせていただく。

(委員) 内容的には、Aは関係者との調整が終わっているという主旨、Bはほぼ終わっている、Cは調整未了。簡単に言うとそれが一番分かりやすいニュアンスだと思う。それを堅い文章にした結果このような表現になったのではないか。

(委員) 個表の評価結果の必要性のところにも「地域の要請」という言葉が出てくる。個表の事業の概要・目的の欄にでてくる「地域の要請」と、必要性のところの「地域の要請」とを比較すると、上は地域の要請と地球温暖化防止を別物と表現しているが、下は木材の安定供給のみに関する地域の要請にも読めるし、地域の要請に地球温暖化防止を含む公益的機能の維持増進も含まれるようにも読める。下の「地域の要請」は木材の安定供給のみに関すると限定された形になると、上の「地域の要請」では木材の安定供給以外のこと、国土保全が重要、レクリエーションなどが地域の要請

から外れることになる。

(局) 修文を検討させていただく。

(委員) 個表の事業の概要・目的の欄について、下から2行目に「植栽等の更新作業」とある。植栽は普通皆伐をした後に行うが、皆伐には言及しないのか。

(局) 皆伐は本事業評価の対象である森林環境保全整備事業で実施していないため、言及していない。

(2) 森林環境保全整備事業「木曾川森林計画区」

(委員) チェックリストの効率性に関して、「丈夫で簡易な路網の規格を採用する」と説明があったが、「丈夫」と「簡易」とは相反する気がする。具体的にはどう設計するのか。

(局) 平成23年度から「林業専用道」という名称で林道の開設をすることになった。車道の幅員は3.6mのままであるが、地形に沿って掘削ができるよう、カーブの半径が15mから12mに緩和された。また、既存の林道の場合はまっすぐ縦断勾配をつけるが、林業専用道の場合はある程度波形に作成して、集水箇所ですべて水の排水をする。地形に沿って開設することにより、盛り土等が少なくなり、構造物も少なくなる。路体自体も強度を持たせて開設する部分でもコストの縮減につながる、簡易で強度のある路網を開設できるとしている。

(委員) 大型の林業機械は通行できるのか。

(局) 大型も通行できる規格ではある。カーブのところでは拡幅して、車の内輪差も考慮して、林道と変わらないようにしている。カーブが多い分、制限速度は厳しくなっている。

(委員) 個表の2ページ目の写真について、暗渠のようなものが見えるが、これは橋を付け替える工事中的の写真か。分かりにくい写真のように思える。

(局) 確認し、場合によっては写真の差替えも検討する。

(3) 森林環境保全整備事業「東三河森林計画区」

(委員) チェックリストの地域関係者の理解に関して、平成 29 年 7 月 12 日に開催された国有林野等所在市町村長有志協議会には尾張地区や西三河地区の市町村も出席しているが、どのような参集範囲なのか。

(局) 愛知森林管理事務所管内の国有林等が所在している市町村である。

(委員) 個表の事業の概要・目的のところ、地形や地質の記述がないが、東三河も伊那谷と同様に中央構造線が通っているので、東三河にも記載されたい。

(局) 東三河の個表にも中央構造線の記述を記載したい。

(委員) チェックリストに関連して、山村の生活基盤の向上に寄与することで雇用量を計算しているが、毎年仕事があるよう事業は平準化されているのか。

(局) 事業評価の費用集計表のとおり、森林整備計画の 5 年間、平均的に森林整備を進めることとしている。

(局) 本日委員の皆様から指摘いただいた個表の文言の修正は、後日回答させていただきますので確認願います。

個表の「中部森林管理局事業評価技術検討会の意見」については、「事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業を実施することが妥当と判断される。」という内容を記載させていただきたい。

(委員) 了解した。